

令和二年十月十日発行
皇學館論叢第五十三卷第三号
抜刷

「国家神道」研究史の整理の開始と

加藤玄智との出会い

新

田

均

皇學館論叢 第五十三卷第三号
令和二年十月十日

「国家神道」研究史の整理の開始と

加藤玄智との出会い

新田均

□ 要 旨

まずは筆者が「広義の国家神道」と「狭義の国家神道」という概念区分を用いる「国家神道」研究史の整理を初めて提案した平成二年六月三日の神道史学会での「『国家神道』概念について」と題する発表の概要を紹介する。ついで、この発表の論文化に九年弱の年月を要した理由を説明する。さらに、筆者の「国家神道」研究史の整理方法に新たな刺激を与えたH・B・エアハートの歴史的アプローチと世界観的アプローチについて解説する。最後に、その方法を個人に適用した加藤玄智研究の概要を紹介し、この研究の当時における意味と今日における意義について解説を加える。

□ キーワード

国家神道 H・B・エアハート 加藤玄智 宗教概念 神社非宗教論

はじめに

前回、本論叢に掲載した論文では、筆者が「国家神道」研究史の整理の必要性を認識してから、「広義の国家神道」と「狭義の国家神道」という概念区分を採用する方法論に至るまでの過程を説明した。それは、W・P・ウッダードの業績の検討を通じて整理のための視点を獲得し、さらに百地章氏の概念区分を参考にして、独自の方法論に至るといふ過程だった。

前論文では、その過程を論文の公表年月に沿って説明した。しかし、方法論の探究作業自体は、論文公表のかなり前から進めており、平成二年の時点では、ほぼ見通しが立ち、それに基づく研究史整理の概要もできあがっていた。その概要を取り敢えず表明してみたのが、平成二年六月三日の神道史学会での「『国家神道』概念について」と題する発表だった。⁽¹⁾

一、「国家神道」研究史の整理の開始

この発表では、まず筆者の意図を「各論者によって異なる概念規定を整理し、発表者なりの相関図を提示する」と説明し、「戦前と戦後では「国家神道」概念の主流に変化」(1頁)があったと指摘した。

次いで、「○「国家神道」理解の二つの流れ」と題して次のようなチャートを示した。

「広義の国家神道」

加藤玄智博士

D・C・ホルトム

←

神道指令 肥大化の切っ掛け

← 主流化

〈藤谷俊雄氏 肥大化^②〉

←

村上重良氏で最大膨張⇨大江志乃夫氏

←

縮小 宮地正人氏

変形 中島三千男氏

解体 安丸良夫氏

「狭義の国家神道」

戦前の政府の見解

←

継承 梅田義彦氏

←

発展 葦津珍彦氏

阪本是丸氏

大原康男氏

この後、チャートの内容を詳しく説明しているが、その項目と要点だけを示せば以下のようなだった。
○戦前の定義

* 政府の見解

* 加藤玄智博士の「国家神道」観

* D・C・ホルトムの「国家神道」観

「国家神道」研究史の整理の開始と加藤玄智との出会い（新田）

○神道指令

神道指令の内容―「狭義の国家神道」と「広義の国家神道」が同居

(一)「国家神道」の定義―「狭義の国家神道」

(二)指令全体の枠組み―「広義の国家神道」―加藤玄智博士の論を継承

@「広義の国家神道」概念は「市民宗教」の思考の反映？

○藤谷俊雄氏の「国家神道」観―神道指令の基本認識を継承しつつ、国家神道の成立を解明しようとして「広義の国家神道」概念を肥大化

*「国家神道」に対する基本認識―基本的に神道指令と同じ

1. 天皇制イデオロギーの注入装置
2. 太平洋戦争の元凶

@相違点―注入されるべきイデオロギー理解の拡大

*「国家神道」の構成要素―イデオロギー理解の拡大を受けてイデオロギー注入装置の理解も拡大

1. 神社の国家管理―基本的構成要素
2. 宮中祭祀―基本的構成要素↓以下、神道指令には無い要素
3. 神官教導職分離（神社非宗教論）―神社崇拜の強制が目的
4. 帝国憲法―国家神道あるいは「天皇教」とも称すべき一種の宗教信仰を国民に強いるもの
5. 教育勅語―天皇教の「経典」または「聖書」

*「国家神道」の存続期間―明治四年～敗戦

@明治四年から敗戦までを一貫して「国家神道の成立」というタイトルの下で論じ、いくつかのエピソードを設けている。

@全期間を通じて注入されるべきイデオロギーの変化には言及していない。

@政府指導者の意図は極めて政治主義的であったとする。

◎村上重良論との関係

概論と詳論―村上論は藤谷論が導入した新たな要素相互の関係を明確にし、拡大した期間の時代区分を明確にし、簡略にすまされた部分を補う意図の下に書かれたといえる。

◎備考―「国家神道」の定義

「国家神道」ということばは戦後生まれたことばである。

「国家」と結合した「神道」という意味 p215

○村上重良氏の「国家神道」観

占領軍の認識の延長線上に立って、天皇制イデオロギーとその注入装置が戦争の元凶であったとし、「広義の国家神道」概念を継承して肥大化させた。

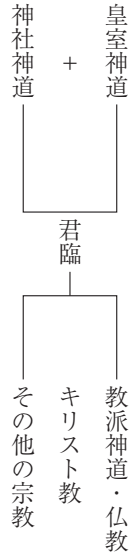
肥大化の例

(1) 構造* 「皇室祭祀」を「国家神道」概念に追加

* 「宗教的政治制度」と捉える

* 「国家神道」が他の宗教に「君臨」したとする

「国家神道」研究史の整理の開始と加藤玄智との出会い(新田)



帝国憲法―国家神道の天皇と直結する公法上の地位を確立した

教育勅語―国家神道の事実上の教典

(2) 期間*明治維新から太平洋戦争の敗戦にいたる約八〇年間にわたって、日本人を精神的に支配した。

1. 形成期―明治維新(一八六八年)～明治二十年代初頭(一八八〇年代末)
2. 教義的完成期―帝国憲法発布(一八八九年)～日露戦争(一九〇五年)
3. 制度的完成期―明治三十年代末(一九〇〇年代後半)～昭和初期(一九三二年)
4. ファシズム的国教期―満州事変(一九三一年)～太平洋戦争敗戦(一九四五年)

国家神道は、この段階で絶頂期を迎え、国民に対する精神的支配の武器としての真価を、遺憾なく発揮した。

○大江志乃夫氏の「国家神道」観

村上氏とほとんど同じ解釈

○宮地正人氏の「国家神道」観

定義―

*「神社の国家管理体制＋皇室祭祀」に縮小

○中島三千男氏の「国家神道」観

基本認識――

構造――

中島氏の論の特徴

1. 「宗教の自由」「政教分離」原則に一定の拘束力を認めている。
昭和期の宗教弾圧を「国家神道」体制の崩壊期と位置づける。
2. 国家神道体制が確立するのは日清・日露戦争後とする。
3. 皇室祭祀・帝国憲法・教育勅語をさほど重視していない。

○安丸良夫氏の「国家神道」観

安丸氏の論の特色

1. 中島氏という「自治」の観点を拡大して、上からの強制というよりはむしろ、国家の要請に自ら進んで応えようとする各宗派の姿勢に焦点を当てている。そして、この国家の要請は制度（法律関係）を媒介とした「命令」ではなく、単なる期待・指示として捉えられている。
2. 明治期の政教関係を捉える枠組みを「国家神道」ではなく「日本型政教分離」とし、「国家神道」はこの枠組みの一要素とした。ここにおいて「国家神道」＝神社の国家管理に後退。
3. 国民に注入されるべきイデオロギーに変化を認めている。
国学者や神道家の祭政一致思想や復古神道的な教説↓天皇を中心とする新しい民族国家への国民的忠誠心を有効に確保してくれる一般的なイデオロギー

「国家神道」研究史の整理の開始と加藤玄智との出会い（新田）

○梅田義彦氏の「国家神道」観

定義――

* ほぼ戦前の見解を継承したものであるが、皇室祭祀を国家神道に包含している点に村上氏の影響が見られる。

◎明治維新以降一貫して、神社は国家意志を国民に注入する装置として重視されてきたのだろうか。その時々状況の変化に対応して政策や解釈に変更はあっても、イデオロギーの注入装置として神社を位置づける、あるいは重視するという意図は一貫していたのであろうか。

○葦津珍彦氏の「国家神道」観

定義――「国家神道」の定義は「狭義の国家神道」そのものであるが評価に独特なものがある。

1. 戦前の神社の取り扱ひに対する痛恨の思い――
 2. 昭和期の神国思想は上から注入されたものではない――
- 阪本是丸氏・大原康男氏――葦津氏と同じ見解

以上がレジユメの項目と要点だか、その中で@や◎を付けた部分は、研究史整理の過程での筆者の思い付きや注目を記入した部分である（傍線は当時のレジユメにはない）。その意味について、今日からの視点も加えて解説してみたい。

まず、「神道指令」については、「狭義の国家神道」と「広義の国家神道」が「同居」していると指摘した。そして、

「広義の国家神道」は「加藤玄智博士の論を継承」しているとした。さらに、「広義の国家神道」概念は「市民宗教」の思考の反映?」とも書いている。これは、「神道指令」の起草者たちの脳裏には、アメリカを対象としたR・N・ペラーの「市民宗教」論があり、その議論を日本に否定的に当て嵌めたのが彼らの「国家神道」観ではなかったかという意味である。この点については、その影響関係を具体的に探究したいと思いつながら、未だに手を付けられていない。

藤谷俊雄氏の「国家神道」観については「神道指令の基本認識を継承」したと説明した上で、その特徴を四つ指摘している。①「神道指令」との相違点は、注入されるべきイデオロギー理解が拡大していること。「国家神道」を「天皇教」と呼び、教育勅語を「経典」とする点で、加藤玄智の影響がみられるとの指摘も付け加えた。②明治四年から敗戦までを一貫して「国家神道の成立」というタイトルの下で論じ、いくつかのエピソードを設けていること。③全期間を通じて注入されるべきイデオロギーの変化には言及していないこと。これは、村上重良氏の「国家神道」論との相違を意識しての指摘だった。④政府指導者の意図は極めて政治主義的であったとしていること。村上「国家神道」論との関係については、「概論と詳論」という形で対比し、「村上論は藤谷論が導入した新たな要素相互の関係を明確にし、拡大した期間の時代区分を明確にし、簡略にすまされた部分を補う意図の下に書かれたといえる」とした。この理解は、その後の「国家神道」論の整理にそのまま受け継がれている。そして、「備考」として、「国家神道」について藤谷が述べていることで、注目に値するものを二つ挙げた。一つは、彼が「国家神道」という言葉は「戦後生まれたことばである」と述べていること。もう一つは、「国家神道」を「国家」と結合した「神道」だと定義していることである。

「広義の国家神道」の系譜を説明した後、私は「明治維新以降一貫して、神社は国家意志を国民に注入する装置として重視されてきたのだろうか。その時々状況の変化に対応して政策や解釈に変更はあっても、イデオロギーの注

入装置として神社を位置づける、あるいは重視するという意図は一貫していたのであろうか」との疑問を提起している。この背景には、もちろん、ウツダード研究から得た視点が存在している。

最後に、「狭義の国家神道」に触れ、葦津珍彦氏の「国家神道」観について、次のように記している。彼の「国家神道」の定義は、「狭義の国家神道」そのものであるが、評価に独特なものがある。一つは「戦前の神社の取り扱いに対する痛恨の思い」であり、もう一つは「昭和期の神国思想は上から注入されたものではない」との主張である。後者は、後に、島藺進氏が村上「国家神道」論の鍛え直しを試みた際の重要な視点となるとともに、今日盛んとなっている「国体論」研究においても主要な視点となっている。

二、加藤玄智研究へのH・B・エアハートの影響

神道史学会での発表から論文としての公表までには九年弱の年月を要した（「国家神道」論の系譜（上）平成十一年二月、「同」（下）平成十一年四月）。その理由は、この「系譜」の視点の土台となっているウツダード研究をまずは仕上げる必要があったからである。もう一つの理由は、「国家神道」研究の系譜をたどる作業の中で、「広義の国家神道」の発生源がどこなのかを確定する必要があると感じはじめ、それを確定するのに時間を要したからである。

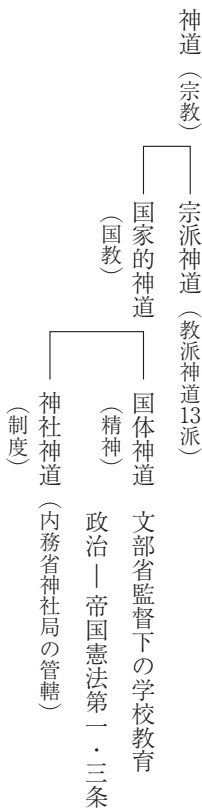
発生源の確定について言えば、平成二年の時点では、ウツダードが「国体神道」の提唱者として挙げていた加藤玄智に注目して、彼の理論体系を端的に表現していると思われる著作を取り上げて検討し、とりあえず、彼までは、「広義の国体神道」論を遡らせることができるかと確認できた。加藤に注目したのは、高橋史郎氏や大原康男氏と言った日本の研究者によって、加藤が「神道指令」に影響を与えた人物とされており、その意味でも、彼の議論の検討が「広

義の「国家神道」論のルーツの解明に繋がると考えたからである。

そのように理由から、「広義の国家神道」論の発生源を特定するという作業の手始めとして、加藤玄智研究に本格的に着手したわけだが、その成果は、筆者の予想以上のものだった。それを簡単に言えば、彼こそが「広義の国家神道」の原点であると確認できたことと、同時に、「広義の国家神道」が「幻想」であると確認できたことである。この研究成果を公表したのが、「加藤玄智の国家神道観」(『宗教法』第一四号、平成七年十月)⁽³⁾だった。

平成二年の神道史学会での発表では、昭和十年二月刊『改訂増補・神道の宗教学的新研究』と昭和十年九月刊『神道の宗教発達史的研究』だけを用いて、完成された加藤の「国家神道」観を以下のように示した。

*加藤玄智博士の「国家神道」観



国家的神道と仏教・キリスト教との関係

「神道―国体神道神社神道と云ふ我国に特殊固有の国民的宗教を予想して、その上で憲法も出来、又憲法上の信教の自由も与へられて来た訳であるから、・・・仏教徒でも、基督教徒でも、如何なる宗教信仰を

「国家神道」研究史の整理の開始と加藤玄智との出会い (新田)

奉ずる者でも、神道—国体神道神社神道の信仰は承認せねばならぬ、之を承認した上で、憲法に許容されたところの宗教、即ち仏教なり基督教なり、各自の好む所に従つて、その宗教を選定すべきである」

『神道の宗教学的的研究』昭和九年⁴

これに対して「加藤玄智の国家神道観」では、彼を「国家神道」研究史の「戦前の原点」と措定し、その学説の形成過程を明らかにすることを目的とした。筆者は研究をはじめた時からすでに、ある課題についての特定の個人の見解を明らかにする際に、重要だと思われる要素の変化に注目しながら、関係史料を年代順に読み解いていくという方法を採用している。⁵しかし、完成された全体像とそこに至るまでの形成過程という両者を明確に意識して分析を行ったのは、この論文が最初だった。この意識化については、H・B・エアハートの『日本宗教の世界—一つの聖なる道』(朱鷺書房、平成六年八月)⁶を翻訳したことが大きく影響している。

エアハートは、宗教的あるいは文化的主題を研究する場合には、諸部分が一つの全体的体系へと発展していく過程を扱う歴史的アプローチと、全体的な生き方としての組織体系に焦点を当てる世界観的アプローチとがあると言い、この二つのアプローチの関係を次のように説明している。

これらの二つのアプローチを最も有効に用いる正確な方法については議論の分かれるところであるが、二つの間になんらかのバランスが必要なことは明らかである。たどっている体系全体についてなんらかの観念を持つていなければ、その体系の時間を通じての歴史的な展開の迹をたどることはできない。逆に、その統一体がどのように形づくられたのかについてのなんらかの観念なくして、その体系全体を分析することはできない。これら二

つのアプローチのバランスについては、オークの木の生物学的研究の例が明らかにしてくれる。オークの木の成長の研究、すなわち「歴史的研究」は、どんぐりが苗木から若木を経て成熟した木となるまでをたどる。また、そのオークの木を、それ自身で一つの世界を構成する、成熟し統一された一つの形態として研究することもできる。この種の研究はオークの木の断面を調べて、樹皮の層や年輪や木質から、その特徴を分析する。この方法は展開の迹をたどるのとは異なっているとはいえ、オークの木の性質を決定するのに役立つ。同じ木を見るにも二つの異なった方法があるが、一つのオークの木をより良く理解するためには両方とも必要である。宗教やその他の人間に関する主題の研究がうまくいくためには、同じようなバランスが必要である。問題を簡単にするために、私はこの二つを、歴史的展開のアプローチと世界観としてのアプローチと呼ぶことにした(九〇―九二頁)。

三、加藤玄智の業績の分析

エアハートのいう「歴史的展開のアプローチ」と「世界観としてのアプローチ」を、「完成された構造」と「そこに至る過程」と読み替えて、個人に適用したのが「加藤玄智の国家神道観」であり、「国家神道」研究史に当て嵌めたのが平成十一年の「国家神道」論の系譜」だった。「系譜」についてはその完成型を村上重良氏の「国家神道」論との見るのが筆者の当初からの仮説であったため、加藤の「国家神道」論の検討においても、当然、「国家神道」概念について「でまとめた村上「国家神道」論を構成する諸要素の存在の有無や出現過程に焦点を当てた。

今読み返してみても改めて感じたのは、加藤の学説の形成過程を丁寧におったことが、自覚的なものはもちろん、無自覚的なものも含めて、問題意識、着想、時代認識などの多様な源泉を筆者に提供してくれていたということだ。こ

の論文には、未熟さゆえの認識不足や誤解も多く含まれている。しかし、その一つ一つが後の展開に繋がっているの
で、旧文はそのままにして、節ごとに要点をまとめ、そこに「振り返り」を付して、今の時点から見た解説と訂正を
行う。また、加藤の業績を理解する上で筆者が大切だと思う箇所には傍線を引くことにする。

まず「はじめに」では、筆者が様々な「国家神道」論者の説を整理し、批判的に検討しようとする根本的な理由を次
のように書いた。

今日多くの研究者が戦前の日本の政教関係を論ずる場合に「国家神道」という言葉を用いている。しかし、こ
の言葉を明確に定義してから論を展開している論者はほとんどなく、むしろ論の展開の中で色々な要素を次々に
その中に投げ込んで行き、結局、定義をしないまま論を閉じている場合が多いように思われる。そのため、政教
関係をめぐる裁判にしばしば登場する言葉でありながら、どれだけの要素が揃えば「国家神道」と言えるのか、
どの要素が欠けたら最早「国家神道」とは呼べないのか一向に明らかでない。したがって、今後この分野の研究
を確実に前進させようとするのであれば、差し当たって、各研究者の論述から読み取れる「国家神道」の定義を
整理してみる必要があると思われる。そして、このような整理は「国家神道」の研究史に沿って行われるのが最
も理解し易いであろう。

「振り返り」

加藤の論考を読み進めていく内に、筆者は「広義の国家神道」概念の内包と外延を意識するようになった。その前
提には、葦津珍彦氏が『国家神道とは何だったのか』（昭和六十二年四月）の「序」で記した「定義」の大切さについ
ての次の言葉があった。

問題の中心となる語の概念を、各人各様に、ほしのままに乱用したのでは、明確にしてロジカルな理論も、史観史論も成立するはずがなく、対立者との間の理論的コミュニケーションもできない。⁽⁸⁾

このような考えから、葦津氏は「神道」指令いらいの公式用語を基礎として論ずる⁽⁹⁾（私の言う「狭義の国家神道」という方法をとった。これに対して、筆者の「定義」についての関心は「広義の国家神道」に共通する要素は何か、核となる要素は何か、影響関係はどうか、という方向に向かった。この問題意識に答えてくれたのが加藤の著作との出会いで、彼の研究を通じて、筆者は「広義の国家神道」の核を掴むと同時に、彼をその「原点」に位置付けることに確信を抱いた。

次に第一節「加藤玄智の略歴と従来の評価」では、まず、主に梅田義彦「加藤玄智」（『神道宗教』第四一号、昭和四十年十一月）に依拠して、加藤の略歴を書いた。⁽¹⁰⁾

「振り返り」

- ① 加藤の略歴を調べたことで、彼が東京府下の「真宗寺院」に生まれたことを知った。
- ② 東京帝国大学の「神道講座」の開設に関係していることを知り、近代における「神道」の研究や概念規定に重要な位置を占めた人物であることを認識できた。
- ③ しかし、この時点では、彼が陸軍の教育に深く関与していたことまでは分からなかった。
- ④ 梅田氏の記述を鵜呑みにして、彼の葬儀は遺言により親族だけの「真宗式による葬儀」⁽¹¹⁾となったと書いたが、後に「懇意にしていた御殿場市の大雲院（曹洞宗）の住職によって行われた」⁽¹²⁾ことが、島蘭進氏らの研究で明らかとなった。

「国家神道」研究史の整理の開始と加藤玄智との出会い（新田）

⑤ 加藤に対する従来の主な評価は、「比較宗教学に立脚して神道を研究した最初の研究者であった」ことと、「歐文の論文を書いて海外へ神道を紹介した」こととの二点であることを指摘した。

⑥ この二点の他に、加藤の業績を語る上で、彼の国家神道論（正確には「国家的神道」論）が「神道指令」に大きな影響を与えたことは見逃せない」と指摘した。そして、この点は、W・P・ウツグード（連合軍の占領と日本の宗教）『国際宗教ニューズ』第三巻第五、六号、国際宗教研究所、昭和四十七年）や高橋史朗氏（「神道指令の成立過程に関する一考察」『神道宗教』第一一号、昭和五十九年六月）や大原康男氏（『神道指令の研究』原書房、平成五年）によつて指摘されているにも関わらず、多くの人々の注目を引くにはいたっていない、と付け加えた。

第二節「国家神道」論における加藤の位置」では以下のことを指摘した。⁽¹³⁾

① 「国家神道」は二つのタイプに分けて理解できる。一つは「神社が国家管理されている状態のみを指す用法」、もう一つは「戦前の政教関係の全体を指す用法」。

② 「神道指令」以前は前者が主流で、以後は後者が主流となった。

③ 「神道指令」には「両方が混在している」。

④ 高橋氏や大原氏の研究によれば、後者には「加藤→ホルトム→バンスという系譜」が存在する。加藤の「国家的神道」論は後者の「源流」であり、したがって、「国家神道」研究史の「原点」に位置する。

「振り返り」

②について―「国家神道」概念を二つに分類した上で、それが「神道指令」に「混在」しているとの指摘は、すでに「広義の国家神道」概念について」でも述べていたことだが、当然ながら、それまでの研究では指摘され

ていなかった。

④について——この論文以前、加藤の「神道」論が「神道指令」に「影響」を与えたとする漠然とした言い方はされてきたが、彼の「国家的神道」論が後の「国家神道」論ないし「国家神道」研究の「源流」「原点」に当たるといふ見定めはまだなかった。事実、この論文と同じ年の十二月に発表された島蘭進氏の「加藤玄智の宗教学的神道学の形成」（『明治聖徳記念学会紀要』復刊第一六号）においては、「加藤の学問と思想と社会的実践が、戦前の神道思想や国家主義の思想的布置の中でどのような場所に位置し、そうした位置をもつことによってどのような政治的機能を果たしたのかはほとんど研究されていない」（九〇頁）と記されているにすぎない。翌平成八年六月刊行の島蘭進・磯前順一編『東京帝国大学・神道研究室旧蔵書目録および解説』（東京堂出版）に、この論文が「加藤玄智」と改題されて再掲載された際にも、島蘭氏の認識に変化はなかった。

第三節「神道に関する主な著作と『国家的神道』論」¹⁴では、梅田義彦「加藤玄智」に掲載されている著述目録¹⁵の中から、「国家的神道」に関連しそうな著述を抜き出して表として列挙し、著者が入手できたものに印をつけた。そして、彼の神道論の集大成と考えられる『神道の宗教発達史的研究』の冒頭で示されている「神道」の構造図とその中身の解説を、彼の「神道」論の「完成形態」を示すものとして提示した。

「振り返り」

① 明治四十五年刊『我が建国思想の本義』は表には載せたが、まだ入手できておらず、この論文での考察対象とすることはできなかった。

② 大正十三年刊『東西思想比較研究』は、「国家的神道」論とは関係なからうと判断して表に載せなかった。

「国家神道」研究史の整理の開始と加藤玄智との出会い（新田）

第四節「国家的神道」論の形成過程」では、筆者が入手した加藤の著作を発行年順に並べ、「神道指令」や戦後の「国家神道」論に関連すると思われる議論に注意を払いつつ、完成形態に至るまでの彼の「神道」論の形成過程を跡付けた。以下では、著作の発行年順に、筆者が抜き出した論点や指摘、それに対する「振り返り」を記す。

(1) 『我が国体と神道』(大正八年二月)⁽¹⁶⁾

- ① 「国体」と「神道」という言葉を冠した加藤の最初の書物である。
- ② 「国体」観念として「天皇神位主義」「湊合家族制の思想」「天皇の聖徳を仰ぐ思想」の三つをあげている。
- ③ 神たる天皇への忠誠心は「宗教的感情」で「神道の核心」であり、「天皇教」と呼ぶべきものであると、小泉八雲を引用しながら述べている。

④ 神道の宗教的側面を無視していることが国民道徳の不振、修身教育の不徹底という結果をもたらしており、それは科学万能主義や実証主義思想の悪しき影響だと述べている。

「振り返り」

- ①②③について—今日、「国体」概念や「神道」概念、近代「神道」学の形成、さらに「国体」と「神道」との関連等について、研究者の関心が高まりつつある。⁽¹⁷⁾ そうだとすれば、東大と陸軍士官学校という戦前における重要な教育機関に身を置いた加藤の議論は、当然にその研究の最重要の対象だろう。また、その時々時代の状況を理解する史料としても重視されるべきだろう。

②③について—この時点では明治四十五年刊『我が建国思想の本義』を読んでいなかったために、「天皇神位主義」「神たる天皇への忠誠」という言葉の真意が理解できていなかった。

④について―村上重良氏によれば、「国家神道」は「宗教的政治制度」であり、「明治維新から太平洋戦争の敗戦にいたる約八〇年間にわたって、日本人を精神的に支配した」。この本が出た大正八年は、村上氏の時代区分では「制度的完成期―明治三十年代末（一九〇〇年代後半）―昭和初期（一九三二年）」に当たる。そのため、加藤の記述にある宗教的側面の無視、国民道徳の不振、修身教育の不徹底、科学万能主義や実証主義思想の悪しき影響という言葉に、大きな違和感を覚えた。この時に垣間見た理論と史料との裂け目が、筆者の戦後「国家神道」論批判への重要なヒントの一つとなった。

（2）『神社对宗教』（大正十年十一月）¹⁸

- ① 加藤は編集のみで論文は執筆していない。
- ② 後の加藤の「神道」の分類に影響を与えた井上哲次郎の「神道」の分類を示した講演（「神社神道と宗教との関係」）が掲載されている。
- ③ 井上は「神道」を「国体神道」「神社神道」「宗派神道」の三つに分類している。
- ④ 井上は「国体神道」「神社神道」「宗派神道」の順で価値づけしている。
- ⑤ 政府は「宗派神道」だけを「宗教」と見做しているが、井上は「神社神道」も「宗教」だと主張している。
- ⑥ 井上の「国体神道」は、後の加藤の議論とは異なって、皇室祭祀を中心とした儀式を指し、普通の人民には接する機会がないとされている。

(3) 『神道の宗教学的な新研究』(大正十一年五月)¹⁹⁾

- ① 加藤が「宗教発達史」という観点から「神道」を取り扱った最初の著述である。
- ② 井上哲次郎の説に依拠して自らの「神道」の分類を初めて示した。
- ③ 加藤のいう「国体神道」は、井上とは異なって、「天皇家」を指すものだった。
- ④ 「国家神道」と「神社神道」を合わせた「国家的な神道」という概念はまだ登場していない。
- ⑤ 「唯物論者でも実行できる祖先崇拜」等の言葉で、教育行政・神社行政に対する厳しい批判が繰り返されている。
- ⑥ 帝国憲法の信教の自由に対する彼の解釈が初めて示された。それは以下のようなものだった。

「日本人である以上は、生まれながらにして、当然神道——国体神道神社神道の信者であり、又必然的にこの神道信者で無ければならない。換言すれば、日本人には、神道——国体神道神社神道の採用不採用の自由、即ち選択の自由はない。」

「振り返り」

⑥について——加藤の議論を検討する前に、筆者は穂積八束と上杉慎吉という二人の天皇主権論者の政教関係論について検討していた(『穂積八束の政教関係論』『皇學館大學神道研究所所報』第四三号、平成四年六月。「上杉慎吉の政教関係論」『明治聖徳記念学会紀要』復刊第七号、平成四年十一月)。しかし、この二人の論の中には、神社の参拝ないし神道の信仰を、帝国憲法第二十八条にいう「臣民タルノ義務」とする主張はなかった。筆者は、加藤のこの著述によって初めて、その論に出会った。換言すれば、戦後の「国家神道」論の大切な構成要素の一つである神社の参拝ないし信仰の強制という「主張」の存在をやっと確認できたのである。

(4) 『A STUDY OF SHINTO, The Religion of the Japanese Nation』(昭和元年)⁽²⁰⁾

① この本で初めて「国体神道」と「神社神道」を統合する「国家的神道〈State Shinto〉」という概念が登場した。この本において、加藤の「国家的神道」論の基本的な構造が固まった。⁽²¹⁾

② 本書は、当然ながら、外国人のために書かれた。

③ これ以前の著作では、教育行政が実証主義的であるとして批判されていたが、この本では、「国体神道」が「教育勅語」よって表現され、学校において繰り返し教えられていると説明されている。

「振り返り」

① について——この分類の明示については、平成十六年六月刊行の島蘭進・高橋原・前川理子監修『シリーズ日本の宗教学③・加藤玄智集・第9巻 論文、解説』の「解説」の註(46)(三四頁)によって、「この神道分類論が単行本のなかに初めて収められたのは一九二四年(大正十三)の『東西思想比較研究』においてである」との見解が表明された。

ただし、昭和六十一年四月に國學院大學日本文化研究所から刊行された『神道要語集 宗教篇二』の「国家神道」の項目で、前田孝和氏が「大正八年に、加藤玄智は陸軍士官学校での特別講演で、すでに「国家的神道」といふ表現をしてゐる」(一二頁)と書いている。この部分に線を引いておきながら、筆者はそのことを失念していた。この失念がなければ、『東西思想比較研究』を見落とすことはなかったかもしれない。

改めて梅田「前掲論文」を見てみると、『東西思想比較研究』については、「大正一三(初版)、同一五(再版)京文社」と記されている。しかし、筆者が入手した明治聖徳記念学会刊『東西思想比較研究』(大正十三年十二月)では、その冒頭に大正十二年三月二十日付けの「序」があり、続く大正十三年七月付けの「再版の序」には、大

「国家神道」研究史の整理の開始と加藤玄智との出会い(新田)

正十二年九月の関東大震災によって製本紙型が烏有に帰したため、誤植一二を訂正して上梓したと書かれている。この「序」によれば、『東西思想比較研究』は陸軍士官学校で行った十回の「講話」をまとめたものである。今のところ、前田氏の言うような大正八年に陸軍士官学校で「特別講演」を行い、そこで「国家的神道」について語ったという確実な史料が見当たらないため、加藤が「国体神道」と「神社神道」を統合した「国家的神道」という概念を著作の形で公にしたのは、大正十二年三月から九月の間であったとしておきたい。

このように修正の必要が生じたとはいえ、本論文において、「国家的神道」概念の出現時期を明確にするという課題を設定し、昭和元年という時期を特定したことの意味は大きかったと思う。

③について——当時の日本の教育の実態について、国内向けと国外向けとでは加藤の説明に大きな齟齬があることを発見した。このことは「加藤↓ホルトム↓バンス（神道指令）」という「広義の国家神道」の系譜を理解していく上で貴重な視点となった。

なお、「教育勅語」については、すでに前掲の『東西思想比較研究』の中において、「其『国体神道』精神を教養し涵養する機関としては、教育勅語を中心として日本全国の教育者が之を宣伝して居るものと私は称へたく思ふ」（二九〇頁）と述べられている。

(5) 『日本人の国体信念』（昭和八年四月）⁽²²⁾

① 「国体神道」を「形而上的方面」、「神社神道」を「形而下の具体的表象」とする説明が現れている。

② 「神皇教の聖典」として、「教育勅語」の他に、「軍人勅諭」「戊申詔書」「帝国憲法」「聖徳太子の十七条憲法」

「記紀の神代の巻」が列挙されるようになった。

「振り返り」

②について——ここでまた、戦後の「国家神道」論に繋がる要素、すなわち「帝国憲法」「記紀の神代の巻」が付け加わった。

◎この本の中から筆者は次の文を抜き出している。

「我が国の教育は皆源をこ、「国家的神道の聖典——引用者」に発し、又こゝに帰着す可きもので、日本の教育の大本は、初等中等教育でも、高等教育でも軍隊教育でも、一にその基礎と指導原理とを此に取り来らねばならぬ、換言すれば日本国家の教育は神皇信仰の涵養に帰着するものと謂ふ可きである。」

この時点では明確に意識していなかったが、後に筆者はこの一文を、日本の教育に対する加藤の内外的の矛盾した物言いを理解する鍵として用いることになった。⁽²³⁾

(6) 『神社問題の再検討——神道の本義と我が国の教育——』（昭和八年五月）⁽²⁴⁾

① 学校における神社参拝問題等、神社対宗教の問題が頻出する状況を、神社神道非宗教論の「破産」と捉えて、国家的神道を正々堂々と国民誰もが信仰すべき国教であると宣言せよというのが本書の主眼だった。

② 本書では、明治元年から三年までを「神社神道国教時代」とする記述からはじまって、明治八年の大教院の解散、十年の教部省の廃止、十七年の教導職の廃止、その過程での神社神道と宗派神道の分離、二十二年の帝国憲法の発布による信教の自由の保障、明治三十三年の内務省社事務局の廃止と、神社局と宗教局の設置、大正二年の宗教局の文部省への移管などが語られている。つまり、今日におけるとほぼ同じ解釈と枠組みで近代神道行政史が語られているのである。これをもって筆者はこの記述が「今日の〔近代神道〕研究の出発点に位置する」と解

「国家神道」研究史の整理の開始と加藤玄智との出会い（新田）

説した。

③ 本書では、教育界や神社界に実証主義や神社神道非宗教論を広めた人物として、帝国大学総理・加藤弘之、東京高等師範学校長・嘉納治五郎、文部大臣・菊池大麓、全国神職会長・江木千之の名が上げられている。

④ 彼らの影響で、神社神道非宗教論が「一種の官学、一種官許の神道学として、今日迄勢力を独占し来った」と説明されている。

⑤ 神社神道が、伊勢神宮をはじめとする国体神道の典型の神社、国家に功績があった人物を祀った神社、自然崇拜に由来する神社、迷信に基づく神社の四つに区分されている。そして、第四番目の神社については淘汰が必要だと述べている。

⑥ 十九世紀以降における「宗教学」の長足の進歩によって宗教観の転換が起きたと述べている。そして、この結果、当初は「賢明な政策」であった神社神道非宗教論は、もはや神官神職でも「是認し得ない」ものになってしまったと説明している。

⑦ 政府が神社神道非宗教論に固執している結果、神社神道は宗教的と見なされる要素の除去を強いられて、「次第に去勢され、影が薄くなり、遂に解消に瀕して行く」とし、最早、「当局の神社对宗教政策は破産」したと主張している。

「振り返り」

② について——この記述に出会って、ますます加藤を「国家神道」研究史の「原点」とすることに確信を深めた。

③④⑦ について——当時の「神道」を巡る状況がどのようなものであったか、それとの関連で「神道学」がどのようなものだったのかを考える上で見逃せない記述であろう。また、葦津珍彦氏の「国家神道」観を補強する議

論であるとも言えよう。

⑥について——「神社非神道論」の破綻の原因を「宗教」概念の変遷に求めている点は、極めてユニークであり、今日の「宗教」や「神道」についての概念の変遷に対する注目をかなり先取りしたものである。⁽²⁵⁾この点について、筆者は註(8)で次のように指摘した。⁽²⁶⁾

もしも、加藤の分析通りであったとすれば、明治初期の宗教をめぐる議論を今日の常識に当てはめて、解釈したり、判断したりすることは、大きな誤解を招くことになりかねない。それは、むしろ、今日の常識が形成される過程であったと見たほうがよいのではないだろうか。

⑦について——この指摘に刺激されて、後に、「宗教制度調査会」や「神社制度調査会」での議論を検討することになり、神社本庁所蔵史料の中から「神社制度調査会幹事会」において「神社非宗教論」の見直しが検討された⁽²⁷⁾事実をつかむことができた。

(7) 『神道の再認識』(昭和十年十月)⁽²⁸⁾

①. 本書の執筆動機は、満州事変をきっかけとして、日本精神の闡明とか、国体明徴とかいう標語が広まり、神道を知りたいという日本人が増えてきたので、中間層を対象として神道の概説を行うことであった。

②. 教育行政に対する一見矛盾する評価が鮮やかな対照で述べられている。

一方で「国体神道」は「文部省配下の学校教育の中に、被教育者の頭脳を涵養してをる」と言い、他方で「神皇に在す明治天皇も、神皇に在した皇祖皇宗も、皆単なる人君として、被教育者に伝へられてをつたのである」「教育勅語に仰せられた皇祖皇宗を解するに、単なる人間としての祖宗、即ち人祖人宗に外ならないものとして、之

「国家神道」研究史の整理の開始と加藤玄智との出会い(新田)

を解し奉つてをつた。斯く解して自他共に怪しまなかつたのである」と批判している。この矛盾については、「唯それ「国体の神髓中核」を今日迄教育当局が気注なかつた丈の事である」と説明している。

③ 「神皇拝戴」を認めない宗教は布教を禁止すべきだと主張している。これに関連して、憲法二十八条の対象は「世界宗教」だけで、海外から来る伝導宗教のために設けられた障壁条項で、国家的神道はその対象外だとの主張を繰り返している。ただし、他方で、官憲などの圧力で参拝を強制しても無意味で、そんな参拝ならやめてしまつた方がいいとも述べている。

「振り返り」

① について——この年は「天皇機関説」問題が沸騰した年である。これに関連して、政府は「国体明徴の訓令」（四月九日）、「国体明徴声明」（八月三日と十月十五日）を相次いで出している。明治の末年から大正の始めにかけて、美濃部達吉と論争を繰り上げた上杉慎吉はすでに昭和四年に死亡している。これまで「天皇機関説」事件とその後の情勢との関連で、加藤の発言の影響が検討されたことはない。しかし、彼と陸軍との関係を考えて、研究してみる必要があると思う。

② について——この対照に接して、加藤が自らの「理想」と当時の「現実」とを、意識的にか無意識的にかは分からないが、明確に区別することなく論じていることに筆者は気づいた。

(8) 『神道精義』（昭和十三年一月）⁽²⁸⁾

① 本書で、加藤は翻訳語「宗教」の成立について記述し、それを根拠に自らの帝国憲法第二十八条の解釈を正当化している。

② 「Religion」の訳語としての「宗教」の成立史を研究したのは、本書が最初ではないか」と筆者は指摘した。

③ 加藤の主張は次のようなものだった。本来「宗教」は仏教の教えを意味していた。それが、幕末維新期に「Religion」の訳語としても用いられるようになった。当時の欧米において「Religion」と言えばキリスト教のことだったので、「宗教」は仏教とキリスト教という「世界的宗教・個人的宗教」のみを指し、「部族宗教・国民的宗教」は眼中になかった。そのため帝国憲法の起草者たちも「世界的宗教」だけを対象として信教の自由を考えた。「振り返り」

◎ 「宗教」によって表現される中身は不変なのか、というのが研究をはじめた当初からの筆者の問題意識だった。それに基づいて、訳語「宗教」の成立史を調べ、昭和六十三年五月、「神道非宗教論の展開——続神社非宗教論再考序説——」（『法と秩序』第一〇二号、後に『近代政教関係の基礎的研究』に所収）という拙論の中に「宗教」という言葉について」という一節を設けて発表した。その筆者の問題意識と仮説の正しさを裏付けてくれたのが、加藤のこの記述だった。

◎ 訳語「宗教」の最初の研究者が加藤だったのではないかというのは、当時もそして今も、筆者以外には指摘していないと思う。

◎ 筆者の「加藤玄智の国家神道観」が出て以降に、山口輝臣氏や磯前順一氏らによって「神道」や「宗教」という「概念」や「言説」の研究が盛んとなった。

◎ 加藤は訳語「宗教」の当初の中身によって、自らの信教の自由解釈を正当化しようとしている。しかし、自らが昭和八年五月刊の『神社問題の再検討』において、その後の「宗教」概念の変遷を指摘し、神社非宗教論が通用しなくなっていることを指摘していることと、どのように折り合いをつけるべきかまでは考えていなかったようだ。

「おわりに」³⁰では以下のような指摘と問題提起を行った。

① 加藤の「国家的神道」論は徐々に形成されたものである。

② 加藤の論は、「当時の通説ではなく、むしろ通説を批判して正しい解釈を提示するという意図の下に展開されたもの」である。彼の「国家的神道」論も、「日本や神道の現状というよりも、彼が理想とする在り方、現実の説明というよりも、彼が本質だと考えるものの説明」である。

③ この加藤の議論における「ザインとゾレンの微妙な関係」を、彼の影響を受けたホルトムほどの程度理解できなかったであろうか。

④ 我々は「戦前は天皇は神だと教えられていた」と教えられてきたが、加藤はそのような教育が行われてないことを批判している。我々の常識と加藤の認識との差は何に由来するのか。

⑤ 我々は「国家神道によって他の宗教が弾圧された」と教えられてきた。しかし、加藤は、神社非宗教論を逆手に取られて、神社神道は存亡の危機に立たされっていると認識していた。我々の常識と加藤の認識との差は何に由来するのか。

「振り返り」

① について――加藤の「国家的神道」論の形成過程を理解したことが、筆者が後に神道全般を巡る時代状況の変化を認識する一つの確実な基礎となった。それは同時に、その後盛んになった、近代日本における「神道」や「宗教」や「神道学」の形成過程を明らかにしようとする研究においても基礎に据えられるべき事実や認識を多く含んでいる。

②について―その後の研究を通じて、筆者は、「国家神道」なるものを肯定するにせよ、否定するにせよ、「広義の国家神道」の存在を主張する論者は、あるべき理想に社会を向かわせるための手段として「国家神道」を用いていることに気づいた。そのきっかけを与えてくれたのも加藤の議論だった。

③について―菅浩三氏は平成二十六年七月十九日に國學院大學で開かれた「大正・昭和前期の神道と社会」というシンポジウムの中で「加藤が説いた『国家的神道』をホルトムは、それは理想であると認識しておりました。現実だと誤解はしておりません。それははつきりホルトムの本の中に出てきます。「このような証左を考慮すれば、天皇崇拜を神道の中心に置く加藤博士の解釈は、現実よりも理想論的で、教育論上のものであることは明らか」と書いています⁽³¹⁾と述べた。この指摘に対する筆者の見解については、平成十五年二月刊の拙著『現人神』「国家神道」という幻想』に収めた「幻想」の媒介者―D・C・ホルトム』について解説する時に述べたいと思う。

④について―この問題意識から、筆者は「現人神」概念の出現と浸透についての研究に向かうことになった。

⑤について―この問題意識から、帝国憲法制定以降の神社を巡る状況の推移を、帝国議会での議論を中心として追うことになった。

◎この論文の中で明言することはなかったが、「国家神道」論の原点に位置する加藤が、浄土真宗の家に生まれ、どのような形であるにせよ、その思想的影響を受けて育ったであろうことをどのように考えるべきか、という問題意識が、その後、常に筆者の頭の中にはあった。⁽³²⁾

おわりに

加藤玄智に関する論文を読み返していて、井上毅、島地黙雷、穂積八束、上杉慎吉と、それぞれの人物の著作を読み解こうとする時に常を感じていたプレッシャーが蘇ってきた。要点を漏らさず拾い上げなければならぬが、読み始めた時は、当然、彼らの思考や思想の全体像は分からないから、何が重要な記述なのかについての確信はもてない。しかし、研究分野の広さから考えて、もう二度と目の前にある著作を今のような精度で読むことはない。読み落としながらも二度と拾えない。魚を釣るためには、その魚にあった餌や釣り針が必要なように、正確に史料を読み解くためには的確な課題意識が必要だ。しかし、的確な課題意識は、予め存在するものではなく、対象者の著作を読み進める中で徐々にしか形成されていかない。対象者がおかれていたであろう時代状況が分かっている必要がある。さらに、現在の学界における問題意識や認識についても知っていなければならぬ。何も揃っていないところから始めるしかないのに、読解を的確に進めるためには全てが揃っている必要がある。

初学者が誰でもぶつかる矛盾だろうが、腕きながらでも前進してきたことが、それなりの土台となって次への展開へと繋がっていた。そのことを自分なりに確認できた。

加藤玄智研究を発表した後、筆者は、それまで発表して来た拙論を学位論文という形に纏める作業に入った。それが後の筆者の研究にどのような影響を与えることになったかについては、稿を改めて述べることにする。

註

- (1) この発表のレジュメは皇學館大学学術リポジトリに掲載した。
- (2) このチャートでは書き忘れて、後の箇所の説明している。
- (3) 「加藤玄智の「国家的神道」論」と改題して『近代政教関係の基礎的研究』の第九章に所収。
- (4) 『改訂増補 神道の宗教学的な新研究』昭和十年（三八四―三八五頁）の誤り。
- (5) 「島地黙雷の政教関係論―維新直後から明治六年前半まで―」（『早稲田大学政治公法研究』第二五号、昭和六十三年三月）、
「島地黙雷の治教論」（『皇學館大学神道研究所紀要』第五輯、平成元年二月）、「穂積八束の政教関係論」（『皇學館大学神道研究所所報』第四三号、平成四年六月）、「上杉慎吉の政教関係論」（『明治聖徳記念学会会紀要』復刊第七号、平成四年十一月）。
- (6) Byron Barhart, "Religion of Japan: Many Traditions Within One Sacred Way", Harper & Row, Publishers, San Francisco, 1984.
の全訳。岡田重精氏との共訳。
- (7) 一九九頁（『近代政教関係の基礎的研究』では二八三頁）。
- (8) (9) 葦津珍彦著・阪本是丸註『国家神道とは何だったのか』（神社新報社、昭和六十二年四月）七頁。
- (10) 二〇〇―二〇一頁（『近代政教関係の基礎的研究』では二八四―二八五頁）。
- (11) 梅田「加藤玄智」八三頁。
- (12) 島蘭進・高橋原・前川理子監修『シリーズ日本の宗教学③・加藤玄智集・第9巻 論文、解説』二〇〇四年六月、クレス出版、
四頁、三二頁。
- (13) 二〇一―二〇四頁（『近代政教関係の基礎的研究』では二八五―二八八頁）。
- (14) 二〇四―二〇七頁（『近代政教関係の基礎的研究』では二八八―二九一頁）。

「国家神道」研究史の整理の開始と加藤玄智との出会い（新田）

- (15) 梅田「加藤玄智」八四―八五頁。
- (16) 二〇八―二〇九頁(『近代政教関係の基礎的研究』では二九一―二九二頁)。
- (17) 例えば、藤田大誠編『国家神道と国体論―宗教ナショナリズムの学際的研究―』弘文堂、令和元年九月。
- (18) 二〇九―二一〇頁(『近代政教関係の基礎的研究』では二九二―二九四頁)。
- (19) 二一〇―二二三頁(『近代政教関係の基礎的研究』では二九四―二九六頁)。
- (20) 二二三―二二五頁(『近代政教関係の基礎的研究』では二九六―二九八頁)。
- (21) 本書は平成二十五年に Routledge Taylor&Francis Group から再版されており、未だに欧米に対する影響力を保持している。
- (22) 二二五―二二六頁(『近代政教関係の基礎的研究』では二九八―二九九頁)。
- (23) 平成十五年二月刊『現人神―「国家神道」という幻想』P H P 研究所、一二九頁。
- (24) 二二七―二二二頁(『近代政教関係の基礎的研究』では二九九―三〇五頁)。
- (25) 例えば、山口輝臣「宗教の語り方」(『年報・近代日本研究』18・比較の中の近代日本思想)平成八年十一月)。この論文において、山口氏は、二〇世紀開幕の前と後で、宗教の語り方が変化したことを指摘している。
- (26) 二三〇頁(『近代政教関係の基礎的研究』では他の節での記述との重複のため削除)。なお、山口氏の指摘が、この私の問題提起と、私が引用した加藤の言葉とを参照した上でのものであることについては、拙論「山口輝臣著『明治国家と宗教』を批判する」『皇學館論叢』第三十二卷第三号、平成十一年六月、一一一―一五頁を参照されたい。
- (27) 『現人神』『国家神道』という幻想』P H P 研究所、平成十五年二月、一九八―二〇三頁。
- (28) 二二二―二二五頁(『近代政教関係の基礎的研究』では三〇五―三〇七頁)。
- (29) 二二五―二二七頁(『近代政教関係の基礎的研究』では三〇七―三一一頁)。

(30) 二二八―二二九頁（『近代政教関係の基礎的研究』では三二〇―三二一頁）。

(31) 「発題一・D・C・ホルトムの見た「国家神道」」『明治聖徳記念学会紀要』復刊第五一号、平成二十六年十一月、三六八頁。

(32) 前掲『加藤玄智集・第9巻』（二〇〇四年六月）の「解題」でも「加藤の学問の主たる源泉」として「加藤自身の浄土真宗体験も思想的な背景として考慮すべきであろう」（二二頁）と述べられているが、その後、この視点からの研究が深められているようには見えない。

（につた ひとし・皇學館大学現代日本社会学部教授）